

議案第66号

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例の一部を改正
する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例の一部を改正する条例

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例（平成30年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例

第1条中「及び清水町認定こども園」を「、清水町認定こども園及び清水町立清水幼稚園（以下「清水幼稚園」という。）」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(7) 預かり保育料 清水幼稚園において、幼稚園通常保育終了後に、幼稚園の管理下において保育することにより、保護者の子育てを支援する事業（以下「預かり保育」という。）に係る保育料をいう。

第3条第1項本文中「1号認定子ども」の次に「及び2号認定子ども（当該年度の初日の前日において3歳に達していない子ども（次項において「特定3歳児」という。）を除く。）」を加え、同項中「別表1に定める額とする。」を削り、同項ただし書中「ただし、町が支給認定を行った子どもが清水町立清水幼稚園に入園する場合には、清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例（昭和57年清水町条例第16号）を適用する」を「無料とする」に改め、同条第2項中「2号認定子ども」の次に「（特定3歳児に限る。）」を加え、「別表2」を「別表」に改め、同条第3項中「次項において同じに」を「次項において同じ」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第2項中「時間外保育を利用する世帯並びに」を「時間外保育を利用する世帯、」に、「一時保育事業を利用する世帯」を「一時保育を利用する世帯並びに預かり保育を利用する世帯」に改め、同条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「及び一時保育料」を「、一時保育料及び預かり保育料」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（預かり保育料）

第6条 預かり保育料は、子ども1人1時間につき300円とする。

別表1を削る。

別表2を次のように改める。

別表（第3条関係）

階層区分	定義	保育料（月額）	
		保育標準時間 認定子ども	保育短時間 認定子ども
1	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯含む）	0円	0円
2	1階層を除き市町村民税が非課税の世帯	0円	0円
3	1階層、2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯	9,500円	9,300円
4	市町村民税の所得割課税額が48,600円以上67,000円未満の世帯	16,200円	15,900円
5	市町村民税の所得割課税額が67,000円以上97,000円未満の世帯	21,800円	21,400円
6	市町村民税の所得割課税額が97,000円以上140,000円未満の世帯	30,500円	29,900円
7	市町村民税の所得割課税額が140,000円以上169,000円未満の世帯	38,000円	37,300円
8	市町村民税の所得割課税額が169,000円以上254,000円未満の世帯	45,500円	44,600円
9	市町村民税の所得割課税額が254,000円以上301,000円未満の世帯	53,200円	52,200円
10	市町村民税の所得割課税額が301,000円以上の世帯	61,000円	59,900円

備考

- 1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者
 - (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯

階層区分	定義	保育料（月額）	
		保育標準時間 認定子ども	保育短時間 認定子ども
1	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯含む）	0円	0円
2	1階層を除き市町村民税が非課税の世帯	0円	0円
3	1階層、2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯	3,300円	3,200円
4	市町村民税の所得割課税額が48,600円以上67,000円未満の世帯	5,700円	5,500円
5	市町村民税の所得割課税額が67,000円以上97,000円未満の世帯	7,600円	7,400円

6	市町村民税の所得割課税額が 97,000円以上140,000円未満 の世帯	15,250円	14,950円
7	市町村民税の所得割課税額が 140,000円以上169,000円未満 の世帯	19,000円	18,650円
8	市町村民税の所得割課税額が 169,000円以上254,000円未満 の世帯	22,750円	22,300円
9	市町村民税の所得割課税額が 254,000円以上301,000円未満 の世帯	26,600円	26,100円
10	市町村民税の所得割課税額が 301,000円以上の世帯	30,500円	29,950円

- 2 この表における「市町村民税」とは、4月から8月分までの保育料においては前年度分の市町村民税額、9月から3月分までの保育料においては当該年度分の市町村民税額とする。
- 3 町長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、10階層に決定することができる。
- 4 この表において「保育標準時間認定子ども」とは、清水町子どものための教育・保育の支給認定に関する規則（平成27年清水町規則第2号。以下「支給認定規則」という。）第5条第1項第1号の保育必要量の認定を受けた子どもをいう。
- 5 この表において「保育短時間認定子ども」とは、支給認定規則第5条第1項第2号の保育必要量の認定を受けた子どもをいう。
- 6 児童が月の途中に入所又は退所した場合は、別表又は別表備考1に定める額に当該月の在籍日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、令和元年10月1日以後に行われる保育に係る保育

料について適用し、施行日前までに行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行日前までに満3歳に到達した子どもの令和元年10月分以降の保育料を無料とし、令和元年10月1日以降令和2年2月29日までに満3歳に到達した子どもの保育料は満3歳に到達した翌月分から無料とする。